

川崎町「道の駅」基本計画等策定業務委託仕様書

本仕様書は、川崎町が実施する川崎町「道の駅」基本計画等策定業務（以下「本業務」という。）について、受注者が必要とする基本的事項について定めるものとする。

1 業務委託名

川崎町「道の駅」基本計画等策定業務

2 業務委託目的

本業務は、第6次川崎町総合計画の重点プロジェクトに位置付けられている「道の駅」の整備を、地域課題や周辺状況に対応し、住民意向や利用者ニーズに沿った整備を総合的に推進する基本計画等を策定することを目的とする。

3 業務委託期間

契約締結日から令和3年3月1日（月）まで

4 契約上限金額

9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 作業工程計画

受注者は、業務着手にあたり、事前に業務着手届、管理技術者届（氏名、資格、技術資格等の経歴を記載したもの）、作業計画書（工程、作業計画等を記載したもの）を提出し、本町の承認を受けなければならない。

6 受注者の責務

- (1) 本業務の受注者は、契約の履行にあたり、本業務を適正かつ円滑に実施するため本業務の目的等を十分に理解し、業務を実施するよう技術を発揮するものとする。また、「川崎町財務規則」、『川崎町「道の駅」基本計画等策定業務委託公募型プロポーザル実施要領』、「本仕様書」のほか、関係法令及び適用基準等を遵守しなければならない。
- (2) 本業務の受注者は、本業務に関連し本町が進捗等の調査または報告を求めた場合において、受注者は速やかにこれに応じ必要な報告書等を提出するものとする。
- (3) 本業務を再委託してはならない。

7 業務内容

本業務は、以下に示す項目について実施する。

(1) 基本構想の策定

①計画条件の整理

川崎町の現状（位置・沿革、交通、自然、歴史、文化、産業、観光、法規制等）や課題を整理し、道の駅整備事業の位置づけや同種・類似施設の立地条件、主要な幹線道路の断面交通量等を整理する。

②事例調査

本町の道の駅整備の参考とするため、特色ある道の駅の先進事例や近隣道の駅、これに類する施設（自治体整備に限らない）の概要について整理する。

③基本理念及びコンセプトの検討

- ア 周辺の道の駅にない特色のあるコンセプト
- イ 町の推進する施策との連携
- ウ 既存施設との連携

④導入機能についての基本方針の検討

上記で整理した「基本理念及びコンセプト」の実現に資する、「休憩機能」、「情報発信機能」、「地域連携機能」、の道の駅に必要な基本的な機能のほか、「本町が取り組んでいる事業との連携機能」や「防災拠点機能」、「地域コミュニティ機能」など特色のある機能の導入に関する基本的な方針を検討する。

⑤整備及び管理運営手法の検討

コンセプト実現に向けて、民間活力導入の可能性も含めて想定される事業手法を検討し、整備及び管理運営に関する考え方を整理した基本方針を検討する。

⑥基本構想（案）の策定

①～⑤を検討した結果を整理し、事務局との打合せや各種会議等での協議・調整を踏まえて基本構想（案）を策定する。

(2) 基本計画の策定

①ニーズ調査

計画される川崎町「道の駅」の主な利用者を想定し、利用者のニーズや住民の要望等を反映させる目的で調査を実施し分析すること。また、地域振興の観点から、農業関係者や商業関係者、地域関連各種団体等に対して必要な調査を実施し分析すること。

②地域資源調査

川崎町の歴史、文化、自然景観等の魅力ある地域資源の調査を実施し分析すること。

③導入機能及び施設規模の検討

基本構想策定時に検討した導入機能の基本方針を基に、全国に類を見ない川崎町独自の機能及び観光情報等の発信機能を検討し、必要な施設規模、形態について検討する。検討に際しては施設間の連携についても配慮する。

④配置計画の検討

国道322号からのアクセス、施設規模を考慮し、ゾーニングや導線等を踏まえた配置計画の検討をすること。検討にあたっては、複数のゾーニング計画・導線計画等について、比較検討・提案し、配置方針を決定すること。また、これら配置計画を踏まえ、施設イメージの検討・提案も行うこと。

⑤整備・管理運営手法の検討

民間活力導入の可能性も含めて想定される事業手法を整理し、検討・提案すること。

また、整備にあたって必要となる各種法令許可資料やインフラの整備状況（周辺の道路及び水路）を整理し、基本構想策定時に検討した整備及び管理運営に関する基本方針を基に、本事業において想定される整備手法や管理運営手法について、その特徴や実現に向けた課題等を検討すること。その際、管理運営に関する概算収支を算出する。

⑥概算事業費及び整備事業全体のスケジュール

施設の規模及び施設配置計画等の検討を踏まえ、概算事業費を算出すること。また、本事業全体の整備スケジュール（工程表）を策定し、詳細な検討を行うこと。

⑦本事業に利用可能な補助制度の整理

施設建設等、本事業にかかる経費に対し、利用可能な補助制度について整理・検討し、提案すること。

⑧事業スケジュールと今後の課題検討

開業までの事業スケジュールを整理するとともに、事業実施に向けた検討課題について整理すること。

⑨川崎町「道の駅」基本計画（案）の策定

①から⑧を検討した結果を整理し、事務局との打合せや各種会議等での協議・調整を踏まえて基本計画（案）を策定する。

（3）共通事項

①各種会議の開催支援

基本構想及び基本計画に関する各種会議の開催に際し、必要な資料作成や議事録作成等を行う。

ア 川崎町「道の駅」推進黨議（仮称）

策定までに3回程度開催（その他必要に応じて開催する。）

イ 道路管理者等関係機関との協議の支援

策定までに3回程度開催（その他必要に応じて開催する。）

ウ 打ち合わせ協議

打ち合わせ協議は、初回、納品時の他、上記各種会議の進捗に併せて随時行う。町担当者と密に連絡をとり、打ち合わせ後に議事録を作成し、相互に確認する。

②パブリック・コメントの実施支援

川崎町「道の駅」基本計画（案）がほぼ確定した段階で行うパブリック・コメントに際し、実施に関するアドバイス、意見への対応案の作成、計画への反映などを行うこと。

③概要版の原稿作成

確定した基本構想及び基本計画を踏まえ、内容を要約した概要版の原稿を作成する。

④基本構想及び基本計画、概要版等の印刷製本

確定した基本構想及び基本計画、概要版等の印刷製本を行う。

8 秘密の保持

受注者は、本業務の処理上知り得た事項を本町の承諾なしに他人にもらしてはならないものとする。

9 成果品

本事業の成果品は次のものを提出する。なお、電子データについてはPDFファイル及び加筆修正ができる電子データファイルをCD-RまたはDVD-Rの媒体に記録し、市販ソフトウェア（Word、Excel等）にて、容易に閲覧及び印刷ができるものとする。

①基本構想 正本（A4）2部、副本（A4）2部

②基本構想概要版 正本（A4）2部、副本（A4）2部

③基本計画 正本（A4）2部、副本（A4）2部

④基本計画概要版 正本（A4）2部、副本（A4）2部

⑤完成予想図 カラー（A3）10部

⑥業務報告書 各1部

⑦上記基本構想及び基本計画、各概要版、完成予想図の電子データ 一式

⑧調査の過程で収集した資料等

10 成果品の検査及び手直し

(1) 受注者は、業務完了時に成果品及び必要な資料を業務完了届とともに提出し、発注者の検査を受け、不備な点は指示に従い直ちに訂正しなければならないものとする。

(2) 成果品の受け渡し後においても、明らかに受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、受注者は速やかに訂正し、補足その他の措置を行わなければならないものとする。

1.1 参考文献等の明記

成果品に文献資料を引用する際は、著作権侵害等の問題を起こさないよう対応することとし、必要に応じて文献・資料の引用先等について明記するものとする。

1.2 業務委託料

業務委託料は、本委託業務が完了し、本町が業務完了の確認を行ったのちに受注者に支払うものとする。

1.3 権利の帰属

本業務により製作された資料等に係る著作権及び所有権は、本町に帰属するものとし、委託料の支払完了と同時に受注者から本町に移転するものとする。なお、本業務における成果品を本町の許可なく他に公表、貸与または使用してはならないものとする。

1.4 補足

本仕様書に定めた事項及び定めのない事項について、疑義が生じた場合や改善の必要性があると認められた場合には、本町と受注者とが協議の上これを定め、本業務を円滑に遂行するものとする。